

平成20年度第2回 大阪府都市計画公聴会の公述人の意見に対する考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対する大阪府の考え方は次のとおりです。

大阪都市計画道路の変更

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
A	<p>車社会の利便性のみを考慮した線的な都市計画変更案とするのではなく、拡幅部沿道の市民生活と事業活動への影響を十分に認識した上で、都市計画案の策定をお願いしたい。</p>	<p>本案は、拡幅部沿道の市民生活と事業活動への影響を最小限に抑えるため、拡幅する区域については、道路として最低限必要な範囲としております。</p> <p>なお、事業実施に伴う拡幅部沿道の市民生活及び事業活動への影響の対策については、事業予定者である阪神高速道路株式会社より、事業実施時に、関係機関、拡幅部沿道の住民及び事業者の方々等と調整を図りながら、検討すると聞いており、適切に対応されるものと考えております。</p>
	<p>振動の問題について、突出した振動は、1時間に数度程度の頻度でも、地域事業者、地域住民にとっては問題である。これを切り捨てて評価して問題ないとせず、都市計画の段階で、その解決策、対応策について検討した上で、振動防止に配慮することを約束してほしい。</p>	<p>振動については、事業予定者である阪神高速道路株式会社が事前に調査・予測を行い、要請限度内に収まる結果であると聞いております。</p> <p>具体的な振動対策については、事業実施時に事業予定者である阪神高速道路株式会社が、現在の現地の状況を踏まえ、関係機関、拡幅部沿道の事業者及び住民の方々等と調整を図りながら、振動の軽減策を検討すると聞いており、適切に対応されるものと考えております。</p>